

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和4年7月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200008 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200018 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、34 万円を 38 万円に訂正する。

平成 24 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間の年金記録の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているので、給与の支給総額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、請求者が提出した給与明細書並びに請求者及び A 社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額 (38 万円) は、オンライン記録の標準報酬月額 (34 万円) を上回っていることが確認できることから、請求期間の標準報酬月額については、34 万円から 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100357 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200016 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成 3 年 9 月 1 日となっているが、同年 8 月 1 日付けで採用されていることが同社からの採用通知書で確認でき、また、同日に同社において雇用保険被保険者資格を取得していることが雇用保険被保険者証で確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した平成 3 年 7 月 20 日付けの「採用決定並びに出社日ご通知の件」によると、請求者を同年 8 月 1 日付けで A 社に正式に採用決定する旨の記載があり、請求者の同社に係る雇用保険被保険者記録によると、平成 3 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B 社は、保存期間を経過し資料（賃金台帳等）を処分したため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したかは不明である旨回答しており、請求者が提出した A 社に係る給料明細及び給与支給明細書（以下「給料明細等」という。）の記載内容、B 社の給与締め日等に係る回答内容、オンライン記録の標準報酬月額並びに厚生年金保険料率及び健康保険料率の変更年月から、給料明細等に記載されている「月分」は、厚生年金保険料の控除対象月であることがうかがえるところ、給料明細等からは、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

また、B 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成 3 年 9 月 1 日とされており、オンライン記録の請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100374 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200017 号

## 第 1 結論

平成 25 年 8 月及び同年 12 月について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 8 月  
② 平成 25 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。調査の上、請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が A 社からの給与及び賞与の振込先であったとする B 銀行が提出した流動性取引明細表 (以下「取引明細表」という。) によると、請求期間②に係る賞与の入金金額は確認できるものの、請求期間①に係る賞与の入金金額は確認できない。

また、A 社に請求者の請求期間①及び② (以下「請求期間」という。) に係る賞与支給の有無、賞与支給額、厚生年金保険料控除の有無及び厚生年金保険料控除額について照会を行ったものの、同社からの回答を得ることができない。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であった C 市が提出した請求者に係る平成 26 年度分 (平成 25 年所得分) の給与支払報告書 (個人別明細書) によると、支払金額及び社会保険料の控除額が記載されているところ、請求者は、請求期間に係る賞与支払明細書を所持しておらず、前述の取引明細表により確認できる A 社からの給与及び賞与の入金金額並びに請求者が提出した平成 25 年 1 月分から同年 3 月分まで及び同年 9 月分の給料支払明細書に記載されている支給額及び控除額を基に検証したが、請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。